

平成30年10月

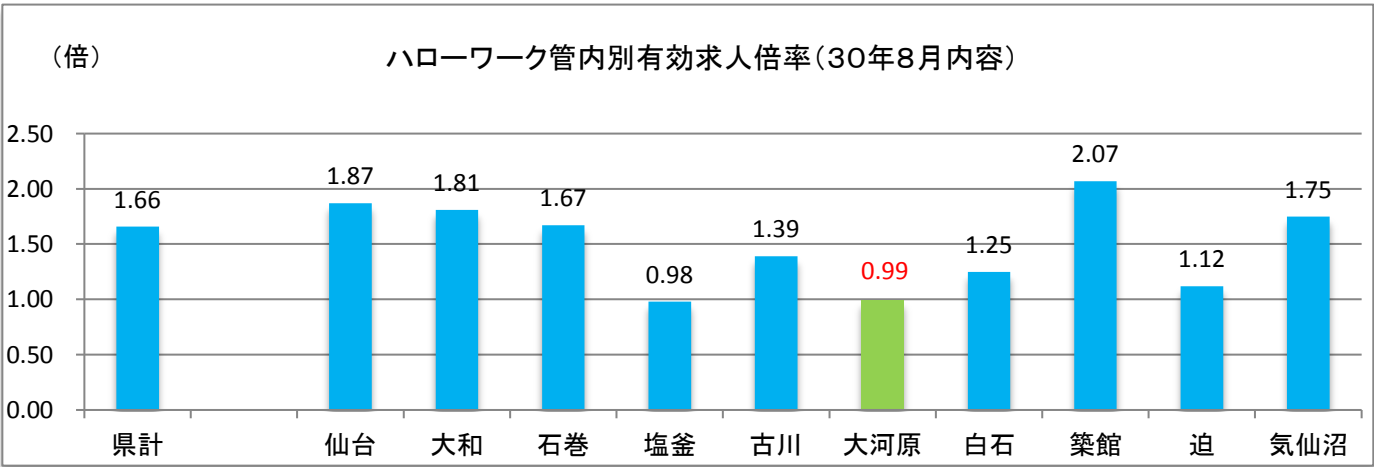
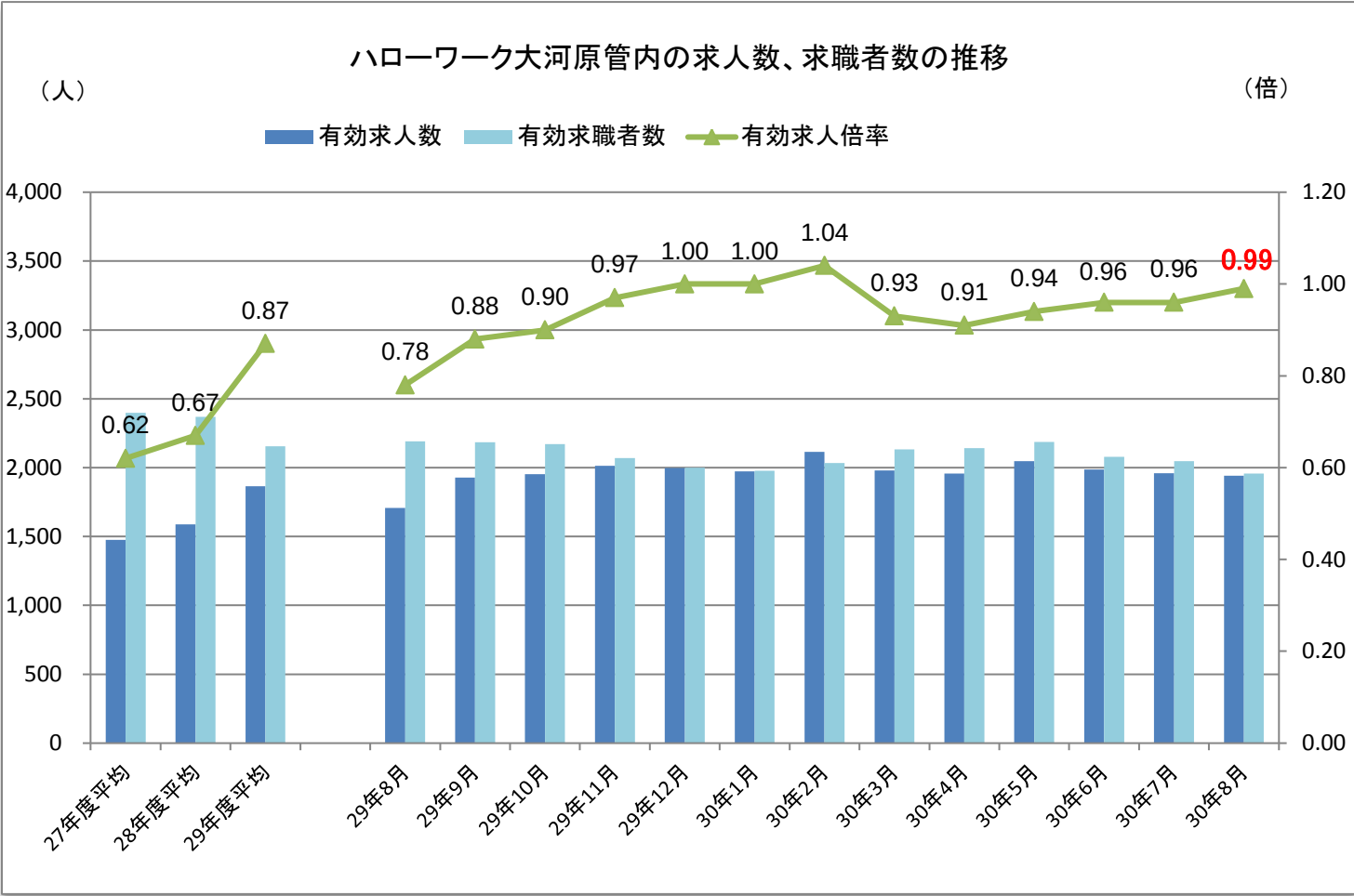
管内の雇用状況(平成30年8月内容)

有効求人倍率0.99倍

ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっています。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

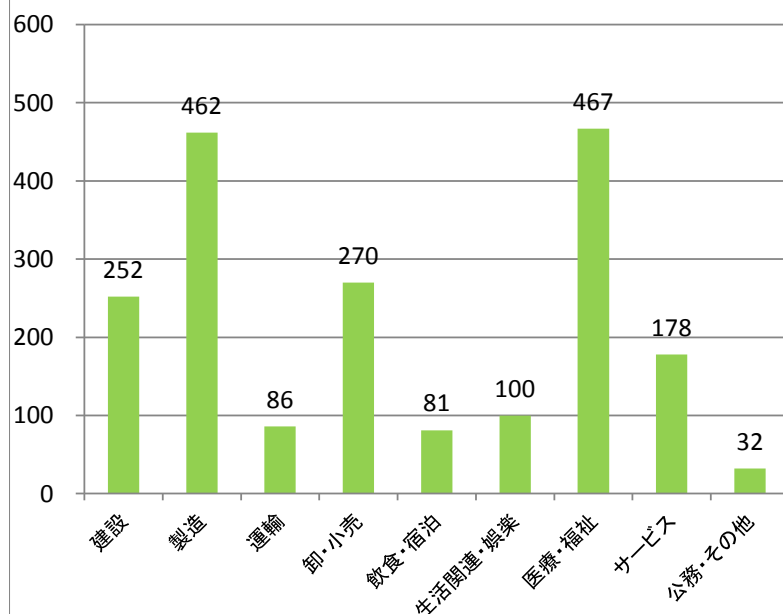
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

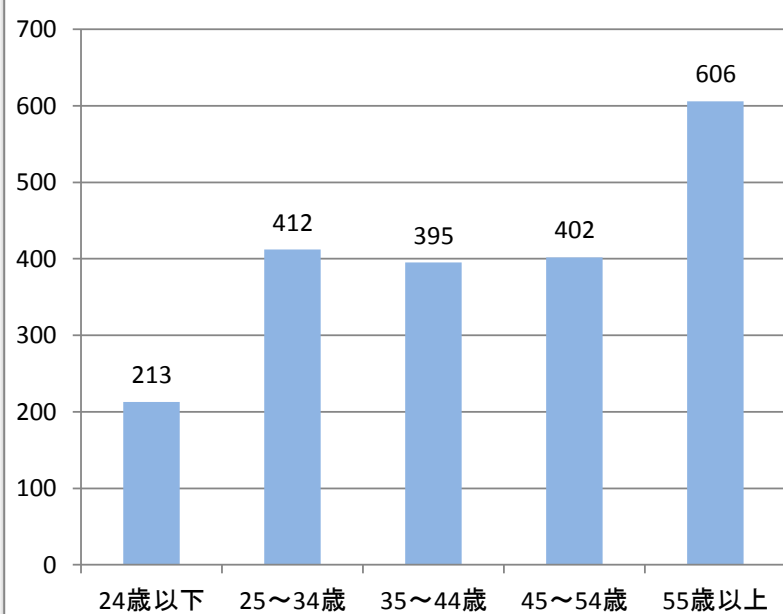
■ 30年6月～30年8月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

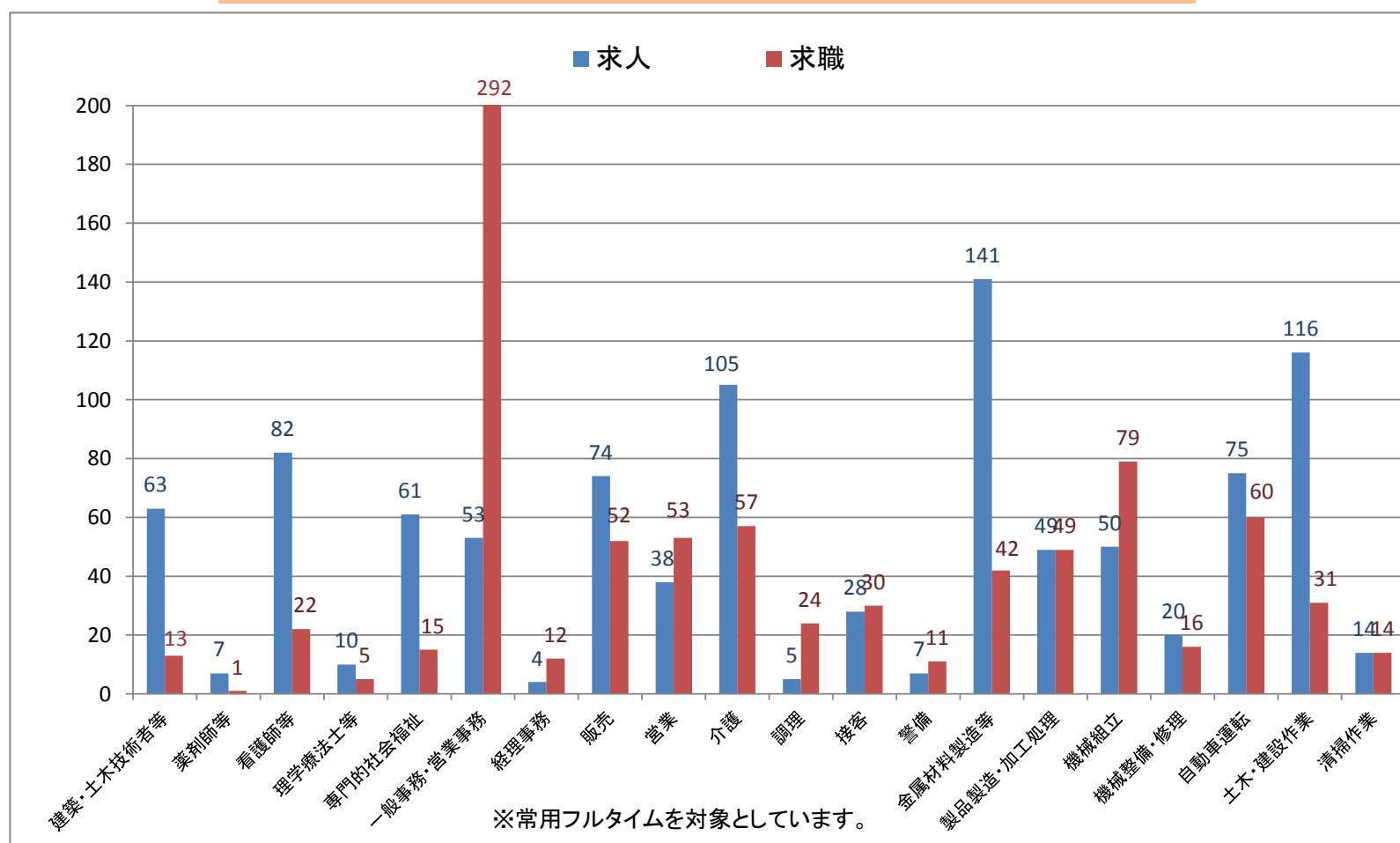
■ 30年6月～30年8月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【30年8月内容】



職業別新規求人賃金情報

【30年4月～6月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	35	0	0	4	8	12	14	17	23
薬剤師等	7	0	0	0	0	1	1	1	7
看護師等	52	0	0	10	23	42	42	38	20
専門的・社会福祉の職業	34	0	6	17	21	18	11	3	1
一般事務員・営業事務員	54	3	30	33	24	18	4	2	1
経理事務員	4	0	1	4	3	2	1	1	1
販売員	33	2	5	23	22	24	4	4	3
営業員	21	0	0	5	9	15	14	12	9
介護の職業	52	1	19	43	35	19	2	0	0
調理の職業	7	0	3	4	4	2	2	2	0
接客の職業	18	0	8	9	10	10	5	1	0
警備員	1	0	1	1	0	0	0	0	0
金属材料製造の職業	65	0	6	43	45	42	32	23	16
製品製造・加工の職業	29	0	11	21	18	11	3	2	0
機械組立の職業	12	3	8	5	4	4	4	2	0
機械整備・修理の職業	14	0	1	10	10	10	8	6	4
自動車運転の職業	62	0	15	13	19	21	23	21	16
土木・建設の職業	50	0	3	8	26	40	40	33	23
電気工事の職業	18	0	0	2	6	11	10	12	10
清掃の職業	13	0	5	5	7	5	2	2	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【30年4月～6月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	219	185	207	226	234	229
専門・技術	231	197	228	264	229	232
事務	216	*	226	196	233	192
販売	224	214	175	218	320	*
サービス	195	148	177	204	210	208
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	195	136	179	*	241	186
運輸	220	212	197	230	233	215
生産工程・労務	207	186	195	228	218	206

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

(事業主の方へ)

「特定求職者雇用開発助成金」に関するご案内 平成30年10月1日から支給要件の一部を変更します

特定求職者雇用開発助成金(※)は、平成30年10月1日から支給要件の一部を下記のとおり変更します。
今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

(※) 変更の対象は以下のコースです。

- 特定就職困難者コース
- 生涯現役コース
- 被災者雇用開発コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- 長期不安定雇用者雇用開発コース
- 生活保護受給者等雇用開発コース

1. 助成対象期間中に対象労働者を解雇等した場合

- ▶ 変更点：これまでは当該労働者に対する助成金の返還をお願いしていましたが、
今後は、以後3年間、当該事業所に対して本助成金を支給しないこととします。



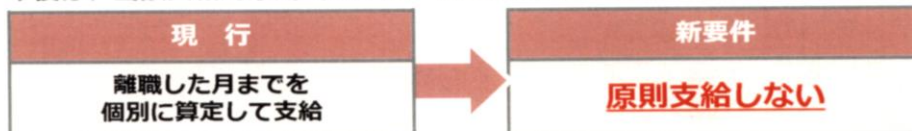
【変更の背景】事業主都合で対象労働者を解雇等(※1)することは、対象労働者の不利益につながることで、また、事業主の社会的責任に鑑み、従来実施していた既払い助成金の返還を廃止し、解雇等を実施した日以後3年間は、当該事業所に対する助成金を支給しないこととします。(※2)

※1 解雇等とは、事業主都合による解雇はもちろんのこと、事業主の勧奨等による任意退職等も含み、具体的には雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「3」となる離職をいいます。

※2 本変更は平成30年10月1日以降に対象労働者を解雇等した場合に適用されます。

2. 支給対象期の途中で対象労働者が離職した場合

- ▶ 変更点：これまでは離職した月までを助成対象期間として助成金を支給していましたが、
今後は、当該支給対象期(6か月)分の本助成金は原則支給しないこととします。



【変更の背景】雇入れ時点において「継続して雇用することが確実である」ことを本助成金の支給要件のひとつとしていますが、事業主による労働者の職場定着に対する措置を十分図っていただく必要があることから、新たに「支給対象期間中に離職していないこと」を支給要件とします。

その他・ 留意事項

- 上記1、2の変更に伴い、従来支給要件としていた「離職割合要件」は廃止します。
ただし、就労継続支援A型事業所の利用者として雇用される場合を除きます。
- また、実際に対象労働者に支払った賃金額を、支給額算定の際の基準に加えます。
 - ◆ 過当たりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合は短時間労働者とみなします。
 - ◆ 支給対象期における賃金額が支給額を下回る場合は助成金を支給しません。
- 変更は平成30年10月1日以降に支給対象期(第1期)が開始される者から適用されます。
- 詳しくはお近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL300903雇企01

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。